



あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいで
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

ないよう
(※2012.7.9 からの内容です)

あたらしざいりゅうかんりせいでがいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいで
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

じゅうしょ じゅうきょち いがい へんこうとどけで

5-2 住所(住居地)以外の変更届出

ちゅうちょうきざいりゅうしゃ しめい せいねんがっぴ せいべつ こくせき ちいき か へんこう ひ にちいない
中長期在留者は、氏名、生年月日、性別、国籍・地域が変わったときには、変更した日から 14日以内

す ちいき かんかつ ちほうにゆうこくかんりきょく へんこうてつづき とどけで ひつよう ざいりゅう
に、住んでいる地域を管轄する地方入国管理局で変更手続の届出をする必要があります。在留

きかん ざいりゅうしかく へんこう ちほうにゆうこくかんりきょく てつづき しくちょうそん やくしょ てつづき
期間、在留資格の変更も、地方入国管理局で手続します。市区町村の役所では手続できません。(B

きかん こうしん へんこう えいじゅう しかくがいかつどうきょか さいにゆうこくおよ しゅとく ちほうにゆうこくかんりかんしょ てつづき
2 期間、更新、変更、永住、資格外活動許可、再入国及び取得、A 1-4 地方入国管理官署での手続

さんしやう
参照)